平成２１年（フ）第４２９２号
札幌市西区発寒５条６丁目１番25号、住民票上の住所札幌市西区発寒５条６丁目１番24号
山田陽一
債務者　山田　英雅
1　決定年月日時　平成22年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月17日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第４３０４号
札幌市厚別区厚別西４条４丁目８番８号
債務者　采女　聖司
1　決定年月日時　平成22年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月17日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第４３３９号
北海道千歳市清流８丁目２番３号
債務者　岩崎　直美
1　決定年月日時　平成22年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月17日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第４３４６号
札幌市東区伏古１条４丁目１番19号　ビックバーンズマンション伏古Ⅰ303号
債務者　浅沼　信幸
1　決定年月日時　平成22年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月17日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第４３５５号
札幌市豊平区月寒東５条５丁目２番７号　渡辺マンション101号
債務者　岩城　祐貴
1　決定年月日時　平成22年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月17日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第４３５６号
札幌市豊平区月寒東５条５丁目２番７号　渡辺マンション101号
債務者　岩城　翔子（旧姓橋本）
1　決定年月日時　平成22年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月17日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第４３５９号
札幌市東区中沼西３条２丁目３番18号　佐藤方
債務者　向井まち子（旧姓佐藤）
1　決定年月日時　平成22年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月17日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第４３９９号
札幌市北区新川４条13丁目７番15―301号
債務者　熊谷　克男
1　決定年月日時　平成22年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月17日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第４４０５号
札幌市東区北19条東９丁目２番10号　ハイツクサノ202号
債務者　木伏　久樹
1　決定年月日時　平成22年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月17日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第４４０６号
札幌市東区北19条東９丁目２番10号　ハイツクサノ202号
債務者　木伏　弓子
1　決定年月日時　平成22年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月17日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第４４１０号
札幌市手稲区曙１条１丁目６番14号
債務者　中山　米子
1　決定年月日時　平成22年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月17日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第４４１８号
札幌市中央区宮の森４条12丁目２番23号
債務者　村本加奈子
1　決定年月日時　平成22年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月17日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２号
札幌市南区常盤３条１丁目３番10―302号
債務者　園田　耕一
1　決定年月日時　平成22年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月17日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第８号
札幌市豊平区美園３条８丁目２番10号
債務者　石倉　福美（旧姓近藤）
1　決定年月日時　平成22年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月17日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１１号
札幌市豊平区月寒中央通11丁目３番５号　サンホームマンション荻澤Ｃ―22
債務者　齋藤　　廣
1　決定年月日時　平成22年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月17日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１８号
北海道千歳市信濃４丁目20番３号
債務者　栗田　　誠
1　決定年月日時　平成22年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月17日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１３０号
北海道室蘭市母恋南町３丁目46番地の477
債務者　高橋　保弘
1　決定年月日時　平成22年１月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月17日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２１年（フ）第１４９号
北海道室蘭市東町１丁目24番１―507号
債務者　早坂　晴美
1　決定年月日時　平成22年１月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月17日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係